

別表第 1（第 2 条関係）

対象設備	要件
太陽光発電設備（自家消費型）	ア 助成対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 イ 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 ウ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 エ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していること。 （a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 （b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 （c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 （d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 （e） 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 （f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 （g） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施する

こと。

- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (k) 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (1) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

オ PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して助成金が交付された上で、助成金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を助成金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から助成金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

カ リース契約の場合、リース事業者に対して助成金が交付された上で、助成金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金か助成金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

キ 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。

- (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）

	以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
蓄電池	ア 宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金で導入する太陽光設備の付帯設備であること。 イ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 エ 住宅用は、蓄電容量が4,800Ah・セル相当のkWh未満で、15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)の価格以下の蓄電システムであること。また、事業者用は、蓄電容量が4,800Ah・セル相当のkWh以上で、19.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)の価格以下の蓄電システムであること。 オ 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部(初期実効容量蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであることであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 カ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。) (b) 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器

の添付書類に明記すること。定格出力とは蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

- ① 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。この場合における出力の値は、製造事業者指定の値でよい。
- ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(d) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

① 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

② アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録

	対象機器の添付書類に明記すること。 キ 蓄電池部安全基準 (a) J I S C 8 7 1 5 - 2 の規格を満足すること。 ク 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。） (a) J I S C 4 4 1 2 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 若しくは J I S C 4 4 1 2 - 2 ※の規格も可とする。 ※「J I S C 4 4 1 2 - 2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ケ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。） (a) 蓄電容量 1 0 k W h 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関（N C B）であること。 コ 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 1 0 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※J E M 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1 . 0 k W h 未満の蓄電システムは対象外とする。
Z E H	ア 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅をいう。）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。

	イ 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がＺＥＨの要件を満たすこと。）（事業実施主体が新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）。 ウ 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業）」の例を参考にすること。 エ ＺＥＨのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 オ ＺＥＨロードマップにおける『ＺＥＨ』の定義（次の（ａ）から（ｄ）までを全て満たすこと。）を満たしていること。 （ａ） 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（ＵＡ値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分区分１～２：０．４０以下、区分３：０．５０以下、区分４～７：０．６０以下、区分８：なし） （ｂ） 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から２０％以上削減されていること。 （ｃ） 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。） （ｄ） 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から１００％以上削減されていること。 カ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ＺＥＨ』であることを示す証書を取得すること。
高効率照明機器	ア 調光制御機能を有するＬＥＤに限る（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない）。 イ 以下の固有エネルギー消費効率（１ｍ/W）の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：１００以上 光源色が温白色・電球色：５０以上
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して３０％の省ＣＯ₂効果が得られるもの
高効率給湯器	ア ＣＯ₂を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器で、ＪＩＳ（日本工業規格）Ｃ９２２０に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が３．０以上であること。 イ アに定める設備又は次項アに定めるコージェネレーションシステムからの更新でないこと。

コージェネレーション
システム

ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会（ＦＣＡ）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。
イ アに定める設備又は前項アに定める高効率給湯器からの更新でないこと。